

介護技術講習指導者養成講習会

公益社団法人 大阪介護福祉士会
事業部

◇趣 旨 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生労働省令第 49 号）第 23 条 2 項第 3 号に規定する介護技術講習の講師として、また、介護技術講習実施要領（平成 16 年 10 月 19 日厚生労働省社会・援護局長通知第 1019004 号）別添 2 の (3) の ① に定める「指導者」となるものを養成する講習会（以下「講習会」という事業の実施要領を定める。」

この実施要領を受け、（公社）大阪介護福祉士会は、下記の日程にて介護技術講習会指導者養成講習会を開催致します。この講習はプロフェッショナル検定キャリア段位制度の **アセッサー受講要件** にも該当します。

記

◇日程・会場 平成 27 年 11 月 2(月)・3(火)2 日間 ※時間は別紙プログラム参照
大阪社会福祉会館 (下図参照)

◇受講資格 公益社団法人 日本介護福祉士会会員で、別紙「介護技術講習講師の要件」に該当する者。
※受講に関しましては、受講資格を確認後決定いたします。

◇定 員 30 名（受講者多数の場合は会員優先とします）

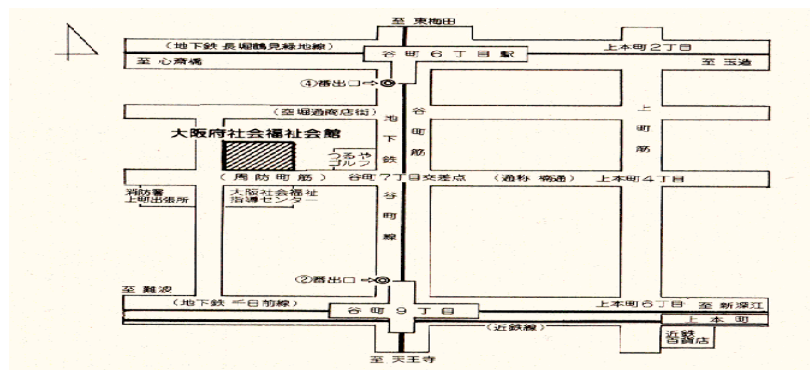
◇受講料 会員:20,000 円 (テキスト代・修了書代込)
一般:40,000 円 (テキスト代・修了書代込)
※受講が確定された方には受講票が送付されますので、受講票記載の指定の口座へお振込みください。(一旦納入された受講料については返金致しません)

◇申し込み 郵送で申込用紙に必要事項を記入して、資格登録証のコピーを添付の上、下記に郵送して下さい。

〒542-0012 大阪府中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号 大阪府社会福祉会館 3 階
公益社団法人 大阪介護福祉士会 事務局 宛

◇締め切り 平成 27 年 10 月 1 日(木)、又は定員になり次第、締め切ります。(定員：30 名)

◇会場地図



◇問い合わせ 公益社団法人 大阪介護福祉士会 事務局
TEL 06-6766-3633 (月～金 10時～17時)
主 催 公益社団法人 大阪介護福祉士会

平成 27 年度介護技術講習指導者養成プログラム

< 1 日目 >平成 27 年 11 月 2 日 (月)

時間数	講習の項目及び内容	講師名
9 : 00 30 分	開会式・オリエンテーション ○介護技術講習の目的、介護の倫理	会長 介護技術 主任指導者
9 : 30 90 分	介護過程の展開 ○介護における目的、ICF、廃用症候群、リハビリテーションの講義の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
11 : 00 90 分	○実例に基づく「介護過程の展開」の講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
12 : 30	昼食 (40 分)	介護技術 主任指導者
13 : 10 60 分	コミュニケーション技術 ○コミュニケーションの技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
14 : 10	休憩 (10 分)	介護技術 主任指導者
14 : 20 120 分	移動の介護等 ○社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○安楽と安寧の技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
16 : 20	休憩 (10 分)	介護技術 主任指導者
16 : 30 90 分	排泄の介護 ○排泄の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
18 : 00	終了	

< 2 日目 >平成 27 年 11 月 3 日 (火)

9 : 00 90 分	衣服の着脱の介護 ○衣服の着脱の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
10 : 30	休憩 (10 分)	介護技術 主任指導者
10 : 40 90 分	食事の介護 ○食事の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
12 : 10	昼食 (40 分)	介護技術 主任指導者
12 : 50 90 分	入浴の介護等 ○入浴の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○身体の清潔の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	介護技術 主任指導者
14 : 20	休憩 (10 分)	介護技術 主任指導者
14 : 30 120 分	総合評価 ○総合評価の実施方法 (オリエンテーションを含む)	介護技術 主任指導者
16 : 30	終了	

(1) 主任指導者

- ア 指定養成施設等において専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者
- イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後、10年以上実務に従事した経験を有する者
- ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者

(2) 指導者

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5年以上の実務に従事した経験を有する者

教育暦	実務経験	講師の要件
0年～ 1年未満	10年以上	「イ」 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後10年以上※ <u>実務</u> に従事した経験を有する者（実技試験委員の要件）
1年以上 2年未満	8年以上 10年未満	○ 教育暦を軸にして整理 ○ <u>教育暦1年＝実務経験2年に相当と換算</u> ○ 実務経験に換算された年数に、実務経験年数を加算 ○ 加算された年数が「10年」以上であれば「ア」及び「イ」と同等以上の知識及び経験を有するもの
2年以上 3年未満	6年以上 8年未満	
3年以上 4年未満	4年以上 6年未満	
4年以上 5年未満	2年以上 4年未満	
5年以上	0年～ 2年未満	「ア」 指定規則別表第4に定める専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者（実技試験委員の要件）

※1 介護福祉士等の「実務」の考え方

介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者の実務経験については、介護福祉士は「介護福祉士」としての、保健師は「保健師」としての、助産師は「助産師」としての、看護師は「看護師」としての、それぞれの資格に係る専門業務の経験をいうものであること。したがって、介護支援専門員等の業務は、「実務」に含まれないこと。

- 主任指導者養成講習及び指導者養成講習の受講要件を満たす時期については、それぞれの講習の受講日において、それぞれの受講要件を満たしていることが必要である。
- 指定規則別表第4に定める「専門科目」とは、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導の各科目をいう。

